

令和 8 年生駒市教育委員会

第 8 回定例会 議案

令和 8 年 8 月 1 8 日

生 駒 市 教 育 委 員 会

令和8年生駒市教育委員会(第8回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
議案第29号	令和8年生駒市議会第6回(9月)定例会提出議案の意見について	1
議案第25号	令和8年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について	28

議案第 29 号

令和 8 年生駒市議会第 5 回（9 月）定例会提出議案の意見について

令和 8 年生駒市議会第 5 回（9 月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 8 年 8 月 18 日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・ 令和 8 年度生駒市一般会計補正予算（第 4 回）
- ・ 生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例の制定について
- ・ 生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・ 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 財産の取得について

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
教 育 費	教 育 総 務 費	生駒南小学校・中学校整備事業	396,000
	社 会 教 育 費	生涯学習施設整備事業	14,572
		コミュニティセンター整備事業	7,562

第 4 表 地 方 債 補 正

2 変更

[単位 千円]

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償還の方法
生駒南 小学校・ 中学校 整備事業	60,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合に はその債権 者と協定す るものとし る。ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え ることがで きる。	588,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金につ いてはその融 資条件によ り、銀行そ 他の場合に はその債権 者と協定す るものとし る。ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え ることがで きる。
生涯学習 施設 整備事業	172,400	〃	〃	〃	175,000	〃	〃	〃

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫補助金	714,443	5,823	720,266	2 児童福祉費補助金	5,823	就学前教育・保育施設整備交付金
6 教育費国庫補助金	887,907	73,223	961,130	1 教育総務費補助金	73,223	生駒南小中学校整備事業補助金
計	2,813,365	121,087	2,934,452			

(款) 21 諸収入

(項) 4 雑入

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
4 雑入	1,250,816	9,833	1,260,649	4 雑入	9,833	予防接種個人負担金 △ 14,000 事業者返還金 5,558 災害復旧費協力金 18,275
計	1,252,117	9,833	1,261,950			

(款) 22 市債

(項) 1 市債

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5 教育債	893,800	530,600	1,424,400	1 教育総務債	528,000	生駒南小学校・中学校整備事業債
				4 社会教育債	2,600	生涯学習施設整備事業債
計	1,717,900	609,500	2,327,400			

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

[単位 千円]

日	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉総務費	4,243,485	51,278	4,294,763	5,823 (国補)		5,558 (諸)	39,897	18 負担金補助及び交付金	7,333	就学前教育・保育施設整備交付金
				5,823		5,558		22 償還金利子及び割引料	43,945	過年度償還金
6 学童保育費	349,885	5,178	355,063				5,178	22 償還金利子及び割引料	5,178	過年度償還金
計	9,339,696	56,456	9,396,152	5,823		5,558	45,075			

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

[単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
3 生駒南小学校・中学校整備事業費	160,477	660,000	820,477	73,223 (国補) 73,223	528,000		58,777	14 工事請負費	660,000	南中学校解体工事
計	1,026,829	660,000	1,686,829	73,223	528,000		58,777			

(款) 8 教育費

(項) 4 幼稚園費

[単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 幼稚園費	933,876	4,805	938,681				4,805	22 償還金利子及び割引料	4,805	過年度償還金
計	967,404	4,805	972,209				4,805			

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
2 社会教育施設費	1,172,907	2,640	1,175,547		2,600		40	12 委託料	2,640	生涯学習施設改修工事設計等委託料
7 文化財保護費	39,213	26,224	65,437				26,224	12 委託料	26,224	発掘調査等委託料
計	1,784,417	28,864	1,813,281		2,600		26,264			



議案第 58 号

生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日 提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市任期付市費負担教員の給与等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 24 条第 5 項、教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 13 条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年 12 月生駒市条例第 28 号）第 2 条第 2 項の規定により任期を定めて採用される市費負担教員の給与その他の勤務条件の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市費負担教員」とは、生駒市立の小学校及び中学校の教諭で常勤のもの（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員を除く。）をいう。

(給料等)

第 3 条 市費負担教員には、別表の給料表を適用する。

2 市費負担教員の初任給及び昇給の基準は、教育委員会規則で定める。

(教員特殊業務手当)

第4条 市費負担教員が、次に掲げる業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときは、特殊勤務手当として教員特殊業務手当を支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの

ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務

イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務

ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、及び実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの

(3) 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく週休日並びに勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日（次号において「週休日等」という。）若しくは生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号。以下「給与条例」という。）第9条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等若しくは給与条例第11条後段の市長が規則で定める日（次号において「休日等」という。）に行うもの

(4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの

2 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき12,800円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

（義務教育等教員特別手当）

第5条 市費負担教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の額は、1月につき7,900円を超えない範囲内において次に掲げる校務の種類に応じ、その困難性その他の事情を考慮して、教育委員会規則で定める。

(1) 学級を担任する業務

(2) 前号に掲げるもの以外の校務

(教職調整額)

第6条 市費負担教員には、教職調整額を支給する。

2 教職調整額の月額は、給料月額に100分の10を乗じて得た額とする。

3 市費負担教員の給与に関し、給与条例に規定する地域手当、期末手当若しくは勤勉手当又は生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）に規定する退職手当について給料をその算定の基礎とする場合にあっては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を算定の基礎とする。

4 市費負担教員の給与に関し、休職の期間中に給料が支給される場合においては、当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給する。

(正規の勤務時間を超える勤務等)

第7条 市費負担教員については、正規の勤務時間（勤務時間条例第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）は命じないものとする。

(1) 勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日

(2) 給与条例第11条の規定により休日勤務手当が給与条例の適用を受ける職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）

2 市費負担教員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議(教育委員会の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

(給与条例の適用除外)

第8条 給与条例第3条から第3条の3まで、第4条(第1項ただし書の規定を除く。)、第10条、第11条及び第14条から第14条の3までの規定は、市費負担教員には適用しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間における第6条第2項の規定の適用については、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

3 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(市費負担教員の給与に関する特例)

第9条 第2条第2項の規定により任期を定めて採用された市費負担教員の給与の特例については、別に条例で定める。

(生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 生駒市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年12月生駒市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「この条例は」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

別表（第3条関係）

号給	給料月額（円）
1	2 3 4 , 0 0 0
2	2 3 6 , 4 0 0
3	2 3 8 , 8 0 0
4	2 4 1 , 3 0 0
5	2 4 3 , 7 0 0
6	2 4 6 , 1 0 0
7	2 4 8 , 5 0 0
8	2 5 1 , 0 0 0
9	2 5 3 , 4 0 0
10	2 5 5 , 0 0 0
11	2 5 6 , 6 0 0
12	2 5 8 , 2 0 0
13	2 5 9 , 8 0 0
14	2 6 1 , 2 0 0
15	2 6 2 , 6 0 0
16	2 6 4 , 0 0 0
17	2 6 5 , 4 0 0

18	2 6 6 , 6 0 0
19	2 6 7 , 8 0 0
20	2 6 9 , 0 0 0
21	2 7 0 , 3 0 0
22	2 7 1 , 4 0 0
23	2 7 2 , 5 0 0
24	2 7 3 , 7 0 0
25	2 7 5 , 0 0 0
26	2 7 6 , 7 0 0
27	2 7 8 , 4 0 0
28	2 8 0 , 1 0 0
29	2 8 1 , 8 0 0
30	2 8 3 , 8 0 0
31	2 8 6 , 0 0 0
32	2 8 8 , 2 0 0
33	2 9 0 , 4 0 0
34	2 9 2 , 6 0 0
35	2 9 4 , 8 0 0
36	2 9 6 , 9 0 0

37	2 9 8 , 9 0 0
38	3 0 0 , 8 0 0
39	3 0 2 , 7 0 0
40	3 0 4 , 5 0 0
41	3 0 6 , 3 0 0
42	3 0 8 , 2 0 0
43	3 1 0 , 0 0 0
44	3 1 1 , 7 0 0
45	3 1 3 , 4 0 0
46	3 1 5 , 2 0 0
47	3 1 6 , 9 0 0
48	3 1 8 , 5 0 0
49	3 2 0 , 1 0 0
50	3 2 1 , 8 0 0
51	3 2 3 , 6 0 0
52	3 2 5 , 3 0 0
53	3 2 6 , 6 0 0
54	3 2 8 , 5 0 0
55	3 3 0 , 3 0 0

56	3 3 2 , 0 0 0
57	3 3 3 , 6 0 0
58	3 3 5 , 5 0 0
59	3 3 7 , 2 0 0
60	3 3 8 , 9 0 0
61	3 4 0 , 6 0 0
62	3 4 2 , 3 0 0
63	3 4 4 , 0 0 0
64	3 4 5 , 7 0 0
65	3 4 7 , 4 0 0
66	3 4 8 , 7 0 0
67	3 5 0 , 0 0 0
68	3 5 1 , 3 0 0
69	3 5 2 , 8 0 0
70	3 5 4 , 3 0 0
71	3 5 5 , 8 0 0
72	3 5 7 , 3 0 0
73	3 5 8 , 6 0 0
74	3 6 0 , 1 0 0

75	3 6 1 , 6 0 0
76	3 6 3 , 0 0 0
77	3 6 4 , 4 0 0
78	3 6 5 , 9 0 0
79	3 6 7 , 4 0 0
80	3 6 8 , 9 0 0
81	3 7 0 , 2 0 0
82	3 7 1 , 5 0 0
83	3 7 2 , 8 0 0
84	3 7 4 , 0 0 0
85	3 7 5 , 2 0 0
86	3 7 6 , 4 0 0
87	3 7 7 , 5 0 0
88	3 7 8 , 6 0 0
89	3 7 9 , 6 0 0
90	3 8 0 , 7 0 0
91	3 8 1 , 8 0 0
92	3 8 2 , 9 0 0
93	3 8 4 , 0 0 0

94	3 8 5 , 1 0 0
95	3 8 6 , 1 0 0
96	3 8 7 , 2 0 0
97	3 8 8 , 2 0 0
98	3 8 9 , 2 0 0
99	3 9 0 , 1 0 0
100	3 9 1 , 0 0 0
101	3 9 1 , 8 0 0
102	3 9 2 , 8 0 0
103	3 9 3 , 6 0 0
104	3 9 4 , 5 0 0
105	3 9 5 , 3 0 0
106	3 9 6 , 2 0 0
107	3 9 7 , 1 0 0
108	3 9 8 , 0 0 0
109	3 9 8 , 8 0 0
110	3 9 9 , 8 0 0
111	4 0 0 , 7 0 0
112	4 0 1 , 6 0 0

113	4 0 2 , 2 0 0
114	4 0 3 , 1 0 0
115	4 0 4 , 0 0 0
116	4 0 4 , 9 0 0
117	4 0 5 , 7 0 0
118	4 0 6 , 4 0 0
119	4 0 7 , 2 0 0
120	4 0 8 , 0 0 0
121	4 0 8 , 6 0 0
122	4 0 9 , 3 0 0
123	4 1 0 , 0 0 0
124	4 1 0 , 6 0 0
125	4 1 1 , 2 0 0
126	4 1 1 , 9 0 0
127	4 1 2 , 4 0 0
128	4 1 3 , 0 0 0
129	4 1 3 , 6 0 0
130	4 1 4 , 2 0 0
131	4 1 4 , 7 0 0

132	4 1 5 , 2 0 0
133	4 1 5 , 5 0 0
134	4 1 5 , 8 0 0
135	4 1 6 , 0 0 0
136	4 1 6 , 3 0 0
137	4 1 6 , 6 0 0
138	4 1 6 , 9 0 0
139	4 1 7 , 2 0 0
140	4 1 7 , 5 0 0
141	4 1 7 , 8 0 0
142	4 1 8 , 1 0 0
143	4 1 8 , 4 0 0
144	4 1 8 , 7 0 0
145	4 1 8 , 9 0 0
146	4 1 9 , 2 0 0
147	4 1 9 , 5 0 0
148	4 1 9 , 7 0 0
149	4 1 9 , 9 0 0
150	4 2 0 , 2 0 0

151	4 2 0 , 5 0 0
152	4 2 0 , 7 0 0
153	4 2 0 , 9 0 0
154	4 2 1 , 2 0 0
155	4 2 1 , 5 0 0
156	4 2 1 , 7 0 0
157	4 2 1 , 9 0 0



議案第 60 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26
年 12 月生駒市条例第 43 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」とい
う。）第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び家庭的保育事業等の設
備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「基準省令」
という。）において使用する用語の例による。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の基準は、次条から第 6 条までに定めるもののほか、基準省令の
定めるところによる。

（家庭的保育事業の職員の特例）

第 4 条 家庭的保育事業を行う場所ごとの家庭的保育者及び家庭的保育補助者の
数は、保育時間中において 2 人を下回ることができないものとし、そのうち 1

人は保育士（奈良県の区域に係る法第 18 条の 29 に規定する地域限定保育士を含む。次条において同じ。）でなければならない。

（小規模保育事業所 C 型の職員の特例）

第 5 条 小規模保育事業所 C 型ごとの家庭的保育者及び家庭的保育補助者の数は、保育時間中において 2 人を下回ることができないものとし、そのうち 1 人は保育士でなければならない。

（事業所内保育事業を行う事業所の設備の基準の特例）

第 6 条 事業所内保育事業（利用定員が 20 人以上のものに限る。）を行う事業所の乳児室の面積は、乳児又は満 2 歳に満たない幼児 1 人につき 3.3 平方メートル以上とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置等）

2 第 3 条の規定の適用に関する経過措置等は、基準省令の附則及び基準省令を改正する省令の附則に規定する経過措置等の例による。

（生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

3 生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年 12 月生駒市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「(平成 26 年 12 月生駒市条例第 43 号)」を「(令和 8 年 9 月生駒市条例第 号)」に改める。



議案第 61 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例（平成 26 年 12 月生駒市条例第 42 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第 3 条 第 1 条の基準は、基準府令の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置等)

2 第3条の規定の適用に関する経過措置等は、基準府令の附則及び基準府令を改正する府令の附則に規定する経過措置等の例による。



議案第 62 号

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を提出する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例の一部を改正する条例

生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
(令和元年 8 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号中「第 43 条第 2 項」を「第 43 条第 4 項」に改め、同条第 6 号
中「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」とい
う。）第 4 条第 1 項第 1 号」を「法第 27 条第 1 項」に改め、同条第 7 号中「令」
を「子ども・子育て支援法施行令（平成 26 年政令第 213 号。以下「令」とい
う。）」に改める。

別表備考第 6 項中「及び第 314 条の 8」を「、第 314 条の 8 及び第 314
条の 9」に、「第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」
に、「及び第 45 条」を「、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、第 7 条の 3 第 2 項並び
に第 45 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 67 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産 （仮称）生駒市学びの多様な学校開設に伴う物品
- 2 取得価格 40,700,000円（税込）
- 3 契約の相手方 奈良県生駒市元町1丁目3番19号
株式会社いなもり
代表取締役 稲森 政一
- 4 契約の方法 公募型プロポーザル

令和8年9月1日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 25 号

令和 8 年度生駒市教育委員会の活動の点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条に基づき、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 5 号の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 8 年 8 月 18 日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子